

令和元年10月から

3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

※いずれも、就労等により保育が必要な子どもたちに限ります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用される場合

【対象者・利用料】

○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 国の制度では、副食費(おかず代)を別途徴収することとなっています。
なお、安芸市独自の対応を行うか現在検討しています。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、ご確認ください。

○0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- 無償化の対象にならない世帯のうち、保育所等に2人以上同時入所している場合は、負担軽減の観点から、第2子は半額、第3子以降は無料になります。
- 4月1日時点で18歳未満の子どもを3人以上育てている場合は、軽減申請をすれば第3子以降の保育料が無料になります。

【対象となる施設・事業】

○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

【お問合せ先】

安芸市福祉事務所 子ども係

TEL : 35-1009 FAX : 35-1028

安芸市教育委員会 学校教育課(※幼稚園に関すること)

TEL : 35-1021 FAX : 35-1051

幼稚園の預かり保育を利用される場合

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」については就労等の要件がありますので、詳しくは別紙「保育の必要性の認定事由について」をご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用される場合

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」については就労等の要件がありますので、詳しくは別紙「保育の必要性の認定事由について」をご確認ください。

- 3歳児から5歳児までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、**一時預かり保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター**を対象とします。

※安芸市内では、つぎの施設が対象となるための手続中です。

高知県立あき総合病院職場託児所、一時預かり保育（安芸おひさま保育所）、

病児病後児保育（ベイビーキッズ）、ファミリー・サポート・センター（みるきい）

- 就学前の障害児の発達支援**を利用する子どもたちについても、**3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

【お知らせ】

- 9月8日開催の「子育て広場」にて、相談コーナーを設置します。
時間：10：00～12：00 場所：健康ふれあいセンター「元気館」